

歯科 感染拡大防止等支援事業の対象物品一覧

(9 月 30 日時点) ※対象物品あ～し

埼玉県から、感染拡大防止等支援事業に係る歯科の対象物品について、協会会員に周知の協力依頼があったので紹介する。

一覧は 9 月 30 日時点のもの。なお、一覧に記載のない物品は対象外ということではなく、不明点は埼玉県健康長寿課（TEL:048-830-3575）にお寄せいただ

きたい。

具体的な申請方法等の詳細は、協会ホームページを参照の上、準備を進めていただきたい。ホームページをご覧ください。ない場合は、協会にご相談を。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る対象物品等一覧（令和 2 年 9 月 3 0 日版）

※一覧に記載のない物品等について、すべて対象外ということではありません。御不明な点は、県担当課まで御相談ください。

今後、対象となる物品等については、月 1 回程度（本一覧の）更新を予定しています。

対象物品等	可	判定の考え方
あ アクリル板	1	
あ アイシールド	1	
い 院内清掃アルバイト代	1	令和2年4月1日以降に雇用し、感染対策に従事する者に限る (従前からの歯科診療補助、受付業務等に従事する者は含まない)
い イス（待合室、診療室等）	1	密を避けるためのレイアウト変更等（3 人掛け長椅子⇒1人掛け椅子）
う ウェットティッシュ	1	
お 屋外待機駐車場	1	賃借料を含む
か 換気扇	1	
か 患者コール無線機	1	
か ガウン	1	制服（ユニホーム）は対象外
か 紙エプロン	1	
か 紙コップ	1	
か 会議（感染対策等）	1	
か 会議（感染対策等） 会議費用	1	
か 会議（感染対策等） 謝金	1	
か 会議（感染対策等） 出張旅費	1	
か 会議（感染対策等） 印刷製本費	1	
か 会議（感染対策等） 材料費	1	
か 会議（感染対策等） 医薬材料費	1	
か 会議（感染対策等） 通信運搬費	1	ハガキ、郵便等費用
か 会議（感染対策等） 会場使用料等	1	
き 器具洗浄器	1	
き 機器材ディスプレイカバー	1	
く 空調関係（エアコン修理・フィルター交換等）	1	換気やフィルター、除菌等の機能があるものに限る（これら機能がないエアコン等の購入・修理については、理由書の提出が必要。審査の際、直接相談の連絡をする場合がある）
く 空気清浄機、空間除菌脱臭機、空気循環式紫外線清掃機等	1	ただし、一般に広く効果が知られている（インフルエンザその他ウイルス等に効果があると証明されている）ものに限る
く グローブ（ゴム手袋）	1	
け 玄関マット（除菌成分を含むマット等）	1	
け 研修会（感染対策等）	1	
け 研修会（感染対策等） 謝金	1	
け 研修会（感染対策等） 旅費	1	
け 研修会（感染対策等） 印刷製本費	1	
け 研修会（感染対策等） 材料費	1	
け 研修会（感染対策等） 医薬材料費	1	
け 研修会（感染対策等） 通信運搬費	1	ハガキ、郵便等費用
け 研修会（感染対策等） 会場使用料等	1	
け 検温機器（サーマルカメラ、顔認証検温システム等含む）	1	
こ 口腔外バキューム	1	
こ 個室診察室	1	
こ 口腔内カメラ用ビニール袋（カバー）	1	
こ 口腔内バキューム、バキュームチップ等	1	
こ 抗ウイルスコーティング剤・スプレー	1	
こ ゴーグル	1	
こ ゴミ箱	1	感染防止対策として、新たに設置されたものに限る
こ コンテナ	1	
さ サーキュレーター（扇風機）	1	
さ サッシ・網戸	1	ただし、新たに開口部を設けるなど、換気能力の改善が得られるものに限る
し 自動ドア	1	入口扉等、施設部分の設置・改修に限る
し 自動洗浄トイレ	1	
し 自動手指洗浄消毒器（アルコールディスペンサー等）	1	
し 自動精算（釣り銭）機	1	ただし、感染対策に係る理由書の提出が必要（患者の動線確保等含む）
し 除菌装置等内蔵歯科用ユニット	1	ただし、感染対策に係る部位・システムに限る（滅菌可能部位、給水浄化システム、フィルター等また、対象となる各部の明細（各部名称、個数、単価等）の提出が必要）
し 室温調整のための断熱	1	

病名モレ減点は再審査請求できます

歯科

感染拡大防止等支援事業の対象物品一覧

(9 月 30 日時点) ※対象物品し～ろ

し	消毒用エタノール	1	
し	次亜塩素酸水	1	
し	次亜塩素酸空間除菌脱臭機	1	ただし、一般に広く効果が知られている（インフルエンザその他ウイルス等に効果があると証明されている）ものに限る
し	消毒水・除菌水	1	
し	除菌クロス	1	
し	紫外線スリッパ消毒器	1	
し	シャワー室	1	簡易シャワー設置のみは不可 設置にあたっては、水の飛散、排水等設備対策及び使用後の清掃等感染対策についての説明書が必要
し	除加湿空気清浄機	1	ただし、一般に広く効果が知られている（インフルエンザその他ウイルス等に効果があると証明されている）ものに限る
せ	洗濯機	1	
せ	整理券発券機	1	
せ	洗口剤	1	
せ	精製水	1	
せ	清掃（業者等依頼を含む）	1	
そ	その他、感染防止対策に必要な設備	1	
そ	掃除機	1	
た	タブレットPC（付属部品含む、オンライン診療用）	1	
た	タービン用滅菌器	1	
た	タオル	1	施設、機器材等の清拭・清掃に使用されるものに限る
ち	超音波洗浄器、洗浄用クリーナー	1	
て	テーブルクロス	1	
て	ディスプレイブルトレ、器具等	1	
と	動線誘導のための床改装	1	
と	トレシート、テーブルシート	1	
は	パーテーション	1	
は	ハンドソープ	1	
は	ハンドピース（エアタービン、マイクロモーター等）	1	ただし、感染対策として新規購入するものに限る （これまでの感染対策の課題、新規購入による新たな感染対策等の理由書提出が必要）
は	パーガード、パーポット等	1	ただし、滅菌処理が可能なものに限る
は	ハンドスケーラー、キュレット等	1	感染防止対策（飛沫を生じさせない）として、新規購入する分に限る
ひ	ビニールカーテン	1	
ひ	PC関係（モニター等、オンライン診療用）	1	
ひ	光重合器用ビニール袋（カバー）	1	
ひ	光触媒除菌・脱臭機	1	ただし、一般に広く効果が知られている（インフルエンザその他ウイルス等に効果があると証明されている）ものに限る
ふ	フェイスシールド	1	
ふ	ブラインド	1	
ふ	フェイスマスク	1	
へ	ペーパータオル等	1	施設、機器材等の清拭・清掃に使用されるものに限る
へ	ヘッドレストカバー	1	
へ	別室従業員室（スタッフルーム）等設置・改装	1	
ほ	帽子	1	
ほ	防汚用カバーフィルム	1	
ほ	ボトル（手指洗浄液、清拭用消毒液等用）	1	
ほ	ポリ袋	1	
ま	マスク	1	
め	滅菌器(クラスB・N・S)、高圧蒸気滅菌器、ガス滅菌器	1	
め	滅菌パック（シーラー）	1	
れ	レントゲンフィルムカバー（CCDセンサ、IPフィルム等含む）	1	
ろ	ロールカーテン	1	

感染拡大防止等支援金

最終締め切り：2021 年 2 月末

- (1) 事業の概要
- 院内で感染拡大防止対策や診療体制確保等に要した費用の実費補助が行われる。
- (2) 補助対象期間
- 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日
- (3) 申請書類の入手方法
- ①【オンライン・WEB】県ホームページより

- ダウンロード。
- ②【紙媒体】県ホームページからダウンロードするか、250 円分の切手を貼った返信用封筒に住所、医療機関等の名称及び担当者名を記入して県に送付するか、窓口で直接交付を受ける。慰労金とは異なるので注意されたい。
- (4) 申請期間 下記期間のうち、1 回限り。
- ①概算払いでの申請：オンライン・WEB・紙媒体。
- 【オンライン・WEB】毎月 15 日～月末。受付期間：2021 年 2 月 28 日まで

- 【紙媒体】随時県に郵送で申請する。
※事業完了後、実績報告が必要。
- ②精算額での申請：紙媒体のみ。随時県に郵送で申請する。受付期間：2021 年 3 月 31 日まで
- (5) 申請の注意点
- ・事業に要した経費、品目が分かるように領収書等は必ず保管しておく。
- (6) 紙媒体の書類入手先及び申請先
- 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県庁 感染症対策課 企画・宿泊療養担当